

★ 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）（医務課）

一 改正の要旨

歯科技工士法の一部が改正され、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から、厚生労働大臣に変更されたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年三月一日